

# 令和4年第8回教育委員会定例会 会議録

## ■ 開催日時

令和4年8月25日（木） 13時30分開会  
14時37分閉会

## ■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

## ■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代  
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

## ■ 欠席委員

なし

## ■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	紺屋 聖一
教育総務課長兼学校整備室長	上村 圭一郎
学校教育課長	山下 信久
社会教育課長	村元 重夫
歴史文化課長	上蘭 浩司
学校給食センター所長	小吉 建治
指宿商業高等学校事務長	出島 雅彦

## ■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
  - ・ 日程第1 議案第39号 指宿市立図書館運営方針について
  - ・ 日程第2 議案第40号 令和4年度指宿市一般会計補正予算(第9号)に係る議案(教育委員会所管分)に関する意見の申出について
  - ・ 日程第3 議案第41号 指宿市スポーツ・文化振興基金の文化部門の運用に関する要綱の一部改正について
- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

## ■ 会議要旨

### 1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただいまから、令和4年第8回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

### 3 前回会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和4年第7回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

### 4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、別府委員にお願いいたします。

### 5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

1 項目目でございます。

7月29日、鹿児島県市町村教育長会合同委員会が、鹿児島市中央公民館でございました。

2 項目目でございます。

7月31日、新指宿市民会館供用開始記念式典が、市民会館でございました。市内のフラダンスのグループの方々に、供用開始の初ステージのスタートを飾っていただいたところでございます。

3 項目目でございます。

同じく31日、第33回いぶすきシルバー美術展表彰式及び開所式が、時遊館COCCOはしむれで行われました。第33回という歴史のある美術展でございます。最高年齢が97歳、平均年齢76.2歳の方々125名、152点の作品が寄せられました。

4 項目目でございます。

8月4日、熊本大学社会教育主事講習現地研修の開講式が、なのはな館で行われました。初めて指宿での現地研修会が開催され、指宿が誇れる社会教育の中からカリキュラムを作成し、研修をしていただいたところでございます。

5項目目でございます。

8月9日、鹿児島ドリームウェブ連携協定締結式が、市営野球場で行われました。今後、市営野球場の利用も活発になるのではないかと考えられます。

6項目目でございます。

同じく9日、第31回いぶすき菜の花マーチ実行委員会が、なのはな館で行われました。

7項目目でございます。

8月10日、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実施本部第6回幹事会が、市長応接室で行われました。

8項目目でございます。

8月11日、第54回かいもん夏祭りが、かいもん山麓ふれあい公園で行われました。そうめん流し60周年記念も兼ねた祭りで行っていただきましたけれど、3年ぶりの祭りで行っていただきました。この中で、うちわデザインコンテストの表彰をさせていただきました。このコンテストには、川尻小学校、開聞小学校の児童の皆さんに応募していただきました。

9項目目でございます。

8月18日、指宿市教育講演会が市民会館で行われました。スクールカウンセラーの方々による、構成的グループエンカウンターについて、講義と実技指導をさせていただきました。今後、先生方の学級経営に生かしていただきたいと思っております。

10項目目でございます。

8月21日、新市民会館のオープニングイベントが、市民会館で行われました。指宿出身の漫画家バロン吉元様、オペラ歌手の大山大輔様などにより、オープニングに花を添えていただきました。

11項目目でございます。

8月22日、第1回外部評価委員会が行われました。教育委員会の令和3年度の事業の点検と評価を、委員の方々にしていただく会議でございます。

12項目目でございます。

8月24日、尾長谷迫遺跡、成川遺跡の視察に行っていました。暑い中、発掘作業をしていただいている方々への激励と、発掘状況について説明をいただきました。

以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

## 6 議事

### (吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第39号、指宿市立図書館運営方針についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

### (紺屋部長)

日程第1、議案第39号、指宿市立図書館運営方針について、提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市立図書館運営方針を別冊のとおり策定することについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第1号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、市立図書館の目指すべき目標と、今後の取組の方向性を示すものとして、「指宿市立図書館運営方針」を策定しようとするものであります。

議案の主な内容につきましては、社会教育課長が説明いたします。

#### (村元課長)

それでは、指宿市立図書館運営方針について、ご説明申し上げます。

まず、指宿市立図書館運営方針についてご説明いたします前に、6月30日まで指宿市立図書館運営方針(案)について、パブリック・コメント制度を実施しましたので、提出された意見と、その意見に対する教育委員会の考え方について、ご説明申し上げます。

お配りしてあります、議案39号資料①、A4横長の資料をご覧ください。

今回のパブリック・コメント制度には、1名の方から1件の意見等をいただきました。指宿市立図書館運営方針(案)10ページ、「方針Ⅲ 必要な情報を収集・管理・活用し、発信する図書館」についての意見です。

出された意見は、「図書館向けデジタル化資料送信サービス(図書館送信)への参加を検討されたらいかがでしょうか。令和4年4月現在、約57万点(うち図書36万点)の資料が個人にもインターネット公開されていますが、ほかに公開されていない約152万点(令和4年5月現在)の資料が参加図書館で利用できます。指宿市立図書館の蔵書約16万冊の10倍の蔵書数が利用できるとも言えます。ログイン・複写サービスの事務処理が増えることになり、スタッフの負担になるかもしれませんが、中央・地方の地域間格差を解消する一助になると思います。」という意見でした。

これに対する考え方は、「ご意見のとおり、「(1)課題解決のために必要な情報や新しい知識を得られる図書館を目指します」の中に、次の文章を追加いたします。「○更なる図書館資料の充実を図るため、図書館向けデジタル化資料送信サービス(図書館送信)の導入を検討します。」といたしました。

また、注釈として、「\*4 国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の公共図書館、大学図書館等(国立国会図書館の承認を受けた図書館に限る。)の館内で利用できるサービスのこと。」を追記しております。

以上が、パブリック・コメント制度による、運営方針(案)に関する意見等及び当該意見等に対する教育委員会の考え方であります。

なお、この意見及び教育委員会の考え方と、運営方針の最終案につきましては、本日の定例会において可決されましたら、指宿市パブリック・コメント制度実施要綱第8条第2項の規定により、ホームページで公表いたします。

次に、議案39号資料②、A4横長の資料をご覧ください。

今回のパブリック・コメントでの意見による運営方針の変更ではなく、図書館が行う支援の内容をより具体的にするため、一部内容を追加しております。表の左側が変更前で、右側が変更後です。

「(3)個人・団体の経済活動や地場産業を支援します」という項目に対し、「○レファレンスサービス向上のための研修を行い、高度な質問にも対応できるような職員の育成に努めます。」という支援内容を追加いたしました。

以上が、変更点でございます。

それでは、次に、指宿市立図書館運営方針について、主な内容をご説明申し上げますので、別冊と書いた資料、指宿市立図書館運営方針をご覧ください。

指宿市立図書館運営方針は、図書館運営の軸となる重要な方針ですが、これまで策定されていなかったため、図書館協議会において協議を行い、作成したものになります。

運営方針の1ページをご覧ください。

「運営方針の策定にあたって」として、方針策定の背景と趣旨、方針のねらいと位置付け、方針の期間などを記載してございます。

「1 方針策定の背景と趣旨」では、図書館に求められている役割や、期待される社会貢献、そして図書館を取り巻く動向を踏まえ、多様化・高度化する市民の要望に対応するために、図書館の目指すべき目標と、今後の取組の方向性を示すものとしてこの運営方針を策定すること、としております。

次に、「2 方針のねらいと位置付け」では、この方針が「指宿市図書館協議会」での協議を経て策定されたこと、また、基本方針や目標を明らかにすることで、図書館機能を充実・向上させ、効果的に市民の読書活動を進めていきます、としております。

なお、この方針は、「指宿市総合振興計画」、「指宿市教育振興計画」の理念を反映し、令和元年7月に策定された「第3次指宿市子ども読書活動推進計画」の基本的な考え方や取組を参照したこと、としております。

次に、「3 方針の期間」において、令和4年度からの5年間としておりますが、方針策定後、社会情勢や図書館を取り巻く環境の変化により、見直しが必要となる場合には、適時計画の見直しを行っていくこととしております。

2ページをご覧ください。

2ページからは、「第2章 指宿市立図書館の現状」としまして、「利用状況の推移」と「特徴ある取組」を示しております。

「(1) 利用者数」ですが、中ほどの表をご覧ください。

平成28年度から令和2年度までの推移を見ますと、指宿図書館の利用者数は約23,000人、山川図書館の利用者数は約12,000人、両館合計約35,000人で推移しております。1番下の人口の推移と比べますと、毎年約600人、人口が減少していくのに対し、利用者数は減少していないことがお分かりだと思います。

なお、令和2年度に指宿図書館の利用者数が大幅に減っているのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休館や、指宿図書館の空調機改修工事に伴う休館があったことによるものです。

次に、3ページをご覧ください。

「(2) 貸出冊数」ですが、中ほどの表をご覧ください。

総数のデータを見ますと、指宿図書館の貸出冊数が平成30年度は前年度比約18,000冊、その後も、令和元年度に前年度比約6,000冊伸びているのが特徴です。

また、1番下の表の利用者1人当たりのデータを見ますと、徐々に増えていることが分かります。この2つのデータから、この5年間における両館の利用状況は堅調に推移していると考えられます。

なお、利用者数でもふれましたが、令和2年度に指宿図書館の貸出冊数が大幅に減っているのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休館や、指宿図書館の空調機改修工事に伴

う休館があったことによるものです。

次に、4ページをご覧ください。

「(3) 蔵書数」ですが、平成28年度以降、両館いずれも蔵書数が年々増えていることが分かります。指宿図書館では、令和2年度の空調機改修工事に伴う休館期間に書庫の整理を行ったことにより、蔵書数が減少していますが、今後も、新しい図書資料の購入や寄贈の受入れを行うとともに、時間の経過により内容が古くなった資料や、経年劣化に伴う図書資料の廃棄を行い、各館それぞれの蔵書基準冊数の維持に努めます、としております。

5ページをご覧ください。

次に、「特徴ある取組」です。ここでは、図書館指定管理業務を委任している、特定非営利活動法人 本と人をつなぐ「そらまめの会」について記載しております。令和3年12月現在、司書資格者を指宿図書館に6名、山川図書館に5名配置し、NPO法人としてのノウハウや機動力を生かしながら、図書館管理運営業務仕様書に掲げた業務に工夫を加え、着実に運営していること及び利用者アンケート調査の結果、約9割の利用者が満足しているなど、きめ細かく非常に質の高いサービスを提供しています、としております。

また、これまでに各館が受けた主な表彰や、その受賞理由についても、主なものを記載しました。

6ページをご覧ください。

ここからが、「第3章 運営方針」となっております。

第二次指宿市総合振興計画における教育文化の分野では、「郷土（ふるさと）を愛し未来（あす）を拓くこころ豊かな人材を育むまち」を目標としております。

また、主要施策として、「図書館の利用促進と読書活動の推進」を掲げており、その中で「電算化した図書館や配本事業等を十分に活用し、図書館の利用促進と市民の利便性の向上に努めます」あるいは「子どもから大人まで楽しく読書ができるよう、本に親しむ機会づくりに努めます」としております。

次に、第3次指宿市子ども読書活動推進計画の基本目標として、「子どもたちが1人でも多く本を読み、『心に残る1冊の本』と出会えるまち」としております。これらの計画を踏まえ、指宿市立図書館運営方針の目標を「過去・現在・そして未来につなぐ図書館」、「ひとやまちの未来をつくる図書館」といたしました。

7ページをご覧ください。

運営方針の目標を踏まえた具体的な方針になります。

まず、「方針Ⅰ 市民にとって利用しやすく、居心地のよい図書館」です。具体的な方針として、「(1)誰もが利用しやすい図書館サービスを提供します」、「(2)本を通じて人と人が交流できる図書館を目指します」、「(3)遠隔地サービスの充実に努めます」としております。

次に、「方針Ⅱ 地域や学校等と連携し、学びを支える図書館」です。具体的な方針として、「(1)生涯学習の場として、子どもから大人までの学びを支援し、学習機会を提供します」、「(2)保育所・幼稚園等、学校や読書グループと連携し、読書活動を支援します」、「(3)個人・団体の経済活動や地場産業を支援します」としております。

次に、「方針Ⅲ 必要な情報を収集・管理・活用し、発信する図書館」です。具体的な方針として、「(1)課題解決のために必要な情報や新しい知識を得られる図書館を目指します」、「(2)郷土資料の収集・管理・活用に努め、将来の地域づくりにつなげます」、「(3)積極的な情報発信に努めます」としております。

8ページをご覧ください。

ここからは、更に具体的なサービスや支援の内容を記載しております。

まず、「方針Ⅰ 市民にとって利用しやすく、居心地のよい図書館」です。すべての市民にとって、市立図書館が身近に感じられるための取組を示しております。具体的な内容としまして、まず、「(1)誰もが利用しやすい図書館サービスを提供します」です。サービスや支援の内容として、「蔵書が活用されるよう、本を探しやすい工夫や書誌データの整備に努め、電算システムを活用した蔵書検索・予約や貸出・返却などのサービスを提供します。」、 「高齢者、障害者、乳幼児とその保護者など様々な利用者に配慮して、大活字本資料や朗読CD、点字図書、デージー(D A I S Y)資料、布絵本等の整備、乳幼児とその保護者が安心して利用できる環境づくり、日本語以外を母国語とする利用者への配慮など、サービスの充実に努めます。」、 『おはなし会』や『読書通帳』、『ブックスタートの推進』、『図書館講座』の活用など、図書館を利用するきっかけづくりに努めます。」としております。

次に、「(2)本を通じて人と人とが交流できる図書館を目指します」です。サービスや支援の内容として、「親子向けの読み聞かせスペースや談話スペースなど、親子や友人同士で利用しやすい施設の整備に努めます。」、 「読書会や講演会、情報揭示やテーマ展示を通じて、利用者同士や、利用者と図書館職員が交流する機会を作ります。」としております。

次に、「(3)遠隔地サービスの充実に努めます」です。サービスや支援の内容として、「校区公民館の実情や要望に合わせた新たな遠隔地サービスの構築を検討します。」、 「スマートフォンで蔵書検索や予約ができるシステムの維持や普及に努めます。」、 「市立図書館での電子書籍の貸出サービスを検討します。」としております。

9ページをご覧ください。

次に、「方針Ⅱ 地域や学校等と連携し、学びを支える図書館」です。市民の読書活動・学習活動の支援や、学びの機会の提供に努めるとともに、関係機関と連携し、読書活動を推進するための取組や、情報提供を通じた産業支援の取組を示しております。具体的な方針として、まず、「(1)生涯学習の場として、子どもから大人までの学びを支援し、学習機会を提供します」です。サービスや支援の内容として、「どの世代の利用者でも、学習活動の支えとなるよう環境整備や資料の充実に努めるとともに、講座や資料展示等を通して多様な学習機会を提供します。」、 「学習支援としてW i - F i環境やインターネット利用サービスを整備します。」としております。

次に、「(2)保育所・幼稚園等、学校や読書グループと連携し、読書活動を支援します」です。サービスや支援の内容として、「読書環境を充実させるため、貸出文庫や各施設への配本を行います。また、研修講師として図書館職員を派遣します。」、 「学校に対しては、貸出文庫や配本、学校授業での調べ学習支援、図書館見学や遠足の受け入れ、職場体験、職員研修等に協力します。」、 「読書グループ等に『おはなし会』などの活動の機会を提供します。」としております。

次に、「(3)個人・団体の経済活動や地場産業を支援します」です。サービスや支援の内容として、「個人や団体によるビジネス活動支援、地場産業である農業や観光業を支援するため、必要な情報の提供に努めます。」、 「レファレンスサービス向上のための研修を行い、高度な質問にも対応できるような職員の育成に努めます。」としております。

10ページをご覧ください。

次に、「方針Ⅲ 必要な情報を収集・管理・活用し、発信する図書館」です。市民のニーズや地域の課題解決に対応できるよう、資料の収集・管理・活用に努めます。あわせて郷土学習の資料を充実させ、郷土の歴史を将来の地域づくりにつなげていきます。また、情報収集と同時に情

報発信に努めますとしております。

具体的な方針として、「(1)課題解決のために必要な情報や新しい知識を得られる図書館を目指します」です。サービスや支援の内容として、「市民の多様なニーズに対応できるよう、幅広く情報を集め蔵書を構成します。また、市民の生活や仕事に関する課題、地域課題の解決を支援するために、地域づくり、医療・健康、ビジネス、教育などのテーマについて、実用的な情報を提供するなど、サービスの充実に努めます。」「更なる図書館資料の充実に努めるため、図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）の導入を検討します。」としております。

次に、「(2)郷土資料の収集・管理・活用に努め、将来の地域づくりにつなげます」です。サービスや支援の内容として、「歴史・文化・伝統芸能や行事・産業・行政などに係る郷土資料を収集・管理します。また、市民の郷土学習や地域づくりの基礎資料として活用します。」としております。

次に、「(3)積極的な情報発信に努めます」です。サービスや支援の内容として、「市民の図書館や読書への関心を高め、利用を促進します。図書館や本についての情報をホームページやSNS、広報紙等を活用して多方面に向けて発信し、図書館を利用したことがない人にもサービス内容を知らせることができるような積極的な情報発信に努めます。」としております。

11ページをご覧ください。

最後に、「第5章 数値目標」です。ここでは、図書館運営方針の目標である「過去・現在・そして未来につなぐ図書館」、「ひとやまちの未来をつくる図書館」づくりを具体化するための指標を定めております。

まず、「(1)利用者数」では、平成28年度から令和元年度の平均利用者数である35,377人から1%増えた35,731人を目標値に掲げております。

次に、「(2)貸出冊数」では、平成28年度から令和元年度の平均貸出冊数である172,421冊から1%増えた174,145冊を目標値に掲げております。

次に、「(3)蔵書数」では、平成28年度から令和2年度の平均蔵書数である159,285冊から3%減らした154,506冊を目標値に掲げております。蔵書数を減らす理由については、開架書庫及び閉架書庫における新陳代謝の促進や、スペースの確保のためであり、適切な蔵書数で、より利用しやすい図書館を目指すこととしております。

次に、「(4)読書通帳発行部数」では、新規利用登録者の50%以上の方に発行することを目標値に掲げております。

次に、「(5)職員対応への利用者満足度」では、利用者の80%以上の方に満足していただけるよう目標値を掲げております。

次に、「(6)ブックスタート事業による本の引換割合」では、新生児全体の30%を目標値に掲げております。

最後に、「(7)図書館フェスティバルでのビブリオバトル参加者（予選段階含む）」では、1年間51人の参加者を目標値に掲げております。

これらの指標については、計画策定後、進行管理を実施していくこととしております。

以上で、指宿市立図書館運営方針についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### (吉元教育長)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

**(福富委員)**

議案39号資料①についてですが、この意見は市民の方から出されたものなののでしょうか。どのような職種の方なのか分かれれば教えてください。

**(村元課長)**

この意見を出された方は、長崎にお住いの指宿出身の方で、割と頻繁に指宿にも帰ってこられるようで、図書館にもよく寄ってくださっておられる方です。それで、指宿図書館がより良くなればという思いで、意見を寄せていただいたということでございます。

**(福富委員)**

図書館向けデジタル化資料送信サービスは、かなり専門的な内容であるので、実際に指宿市民の方に、どれくらいニーズがあるのか。例えば、大学生や研究者が使うような情報だと思のですが。鹿児島県内でこのシステムを導入しているのが、鹿児島県立図書館、鹿児島県立奄美図書館、鹿児島大学、鹿児島国際大学、鹿児島純心女子大学、鹿屋体育大学と、やはり専門的な機関であるので、指宿市民の大学生や研究者に調査をしてもいいのではないかと思います。

あと、すごく専門的な内容なので、それよりも、鹿児島市の図書館も導入している電子書籍の貸出サービスのほうが、市民の需要があるのではと思いました。

**(村元課長)**

まず、図書館向けデジタル化資料送信サービスについてですが、確かに、委員がおっしゃるように学者さんや学校の先生、研究職に就いておられる方々が、詳細な資料を求められるだろうなとは思っております。どの程度のニーズがあるのかということに関しましては、指宿市民への調査等は行ってはいませんけれども、指宿図書館の館長にも確認をさせていただきました。

このシステム自体が導入されれば、いろいろな研究職の方々も利用するという意味において、指宿図書館という施設の価値が上がるということを考えておられるようです。いろいろと調査もしていただいて、確かに申請をするには、かなりハードルが高いということではあるのですが、指定管理者側としては、前向きに導入に向けて努力していきたいという返答をいただいております。そういう形で、指定管理者の前向きに対応したいという話をお聞きしたうえで、この図書館管理運営方針の中にも入れさせていただいたところでございます。

それから、電子書籍の件についてでございますが、2～3年ぐらい前から図書館協議会の中で、読書活動推進計画のことと併せて、かなり議論をされた項目になっております。ただ、先進的に電子書籍を導入した所によると、電子書籍として導入できる書籍が非常に限定されている、著作権が切れている本しか導入できないということで、あまり電子書籍を利用してもらっていないという現状があると、その時は話されていました。

しかし、それから3～4年経過して、電子書籍自体が民間のレベルで、有料ではあるものの、いろいろ読めるようになってきている形で整備がなされているわけです。指宿図書館で導入する場合には、書籍の著作権料、あるいは書籍そのものの代金も支払わないといけなくなるでしょうから、予算的にも相当な金額になるのかなと考えておりました。電子書籍の公立図書館への導入については、今はちょっと様子を見させていただきたいと思っております。それで、その結果を踏まえつつ、将来的には電子書籍の導入についても検討していきたいと思っております。

**(福富委員)**

分かりました。あと、2点いいですか。

まず、議案39号資料②の中に「レファレンスサービス向上のための研修を行い、高度な質問にも対応できるような職員の育成に努めます。」という文言が追加されるようですが、具体的にはどのような研修を考えていらっしゃるのでしょうか。館内で行われるものなのか、それとも外に出て勉強をされるのでしょうか。

**(村元課長)**

レファレンスサービス向上のための研修というのは、自分たちのグループで行う自主的な研修もそうなのですが、県の図書館協会、あるいは全国図書館協会と連携した形での研修、そういったこと等に積極的に参加しようということです。先ほど、11名の司書と申し上げましたが、現在は、13名のスタッフのうち12名が司書資格を取っています。司書資格以外にも、日本図書館協会が認定する認定司書の方が2名、ビジネスライブラリアン協会が認定するビジネスライブラリアンも3名いらっしゃるとお聞きしております。そういった様々なレベルアップ、あるいはスキルアップの機会というのを非常に前向きに捉えていただいているので、そうしながらレファレンスサービスの質を高めてゆくという取組を継続していると把握しております。

**(福富委員)**

よく指宿図書館も、山川図書館も利用させていただいていますが、やはりベテランの司書さんと、入ったばかりの司書さんではレファレンスの質も全然違います。今、レファレンスの需要も高まってきていますので、どんどん研修を行って、資質を高めていっていただきたいなと思います。

もう1点の質問になりますが、この図書館運営方針については、利用者数や貸出冊数が非常に丁寧に説明されていてよかったです。コロナ禍での分析、空調機改修工事による休館の分析もされていきました。この中の11ページ、第5章 数値目標の(3)蔵書数の所に、「選書・廃棄基準の制定による情報の整理合理化」とあるのですが、今までこの選書・廃棄基準というのは制定されていなかったのですか。

**(村元課長)**

選書・廃棄基準の話をする前に、まず、本市の中で制定されているのは、指宿図書館図書廃棄規程というのがございます。これによって、棄損したり無くなったり、あるいは同じものがいっぱいあったりした場合は、廃棄をするといったことが決められています。

ただ、現実問題として廃棄規程はあるのだけれども、いつ、どのタイミングで廃棄したらいいのかといったような具体的なものがなかなかなく、亡失は3年というのはあるのですが、古くなったものは、いつ捨てたらいいのかというようなものが具体的に書いていないという問題点がありました。それで、数年前から指宿図書館もそうなのですが、学校図書館も同じような悩みを抱えていると話をお聞きしておりました。

現在、図書館協議会の中での協議事項になっているのですが、市立図書館の資料の収集及び除籍に関する方針というのを策定していこうと思っております。今、大分完成に近づいてきているところではあるのですが、これについては、今のところ廃棄規程の中の第6条で、「この訓令の

施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。」と謳われておりますので、具体的な図書廃棄規程の運用を円滑に行うための内規として、対応できたらと思っております。

**(福富委員)**

指宿高校の図書館の選書・廃棄基準も、県立図書館のものを参考にさせてもらいながら作っておりますので、他所の図書館のものも参考に作ってください。

また、山川図書館と指宿図書館とでは利用者の層も違うと思いますので、選書規程がどのようになるのかなと興味があります。

**(吉元教育長)**

暫時休憩いたします。

**(吉元教育長)**

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1、議案第39号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(吉元教育長)**

それでは、日程第1、議案第39号は、提案のとおり可決することといたします。

**(吉元教育長)**

次に、日程第2、議案第40号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第9号）に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(紺屋部長)**

日程第2、議案第40号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第9号）に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出について、提案のご説明を申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

令和4年度指宿市一般会計補正予算（第9号）に係る議案（教育委員会所管分）に関して、市長に意見を申し出ることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊資料でご説明いたしますので、議案第40号の別冊の2ページをご覧ください。

令和4年度指宿市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4億3,171万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、276億6,974万7千円とするものであります。

9ページをご覧ください。

中ほどになりますが、款9教育費は1,029万8千円を減額し、歳出の総額を33億3,693万5千円にするものであります。

歳入からご説明いたしますので、10ページをご覧ください。

款15国庫支出金 項2国庫補助金 目1総務費国庫補助金 節1総務管理費補助金9,198万5千円の補正のうち、522万8千円が教育委員会所管分で、協働学習支援ツール（ロイロノートスクール）導入に係る費用及び校区公民館インターネット環境整備に係る費用に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しようとするものであります。

同じく、目7教育費国庫補助金 節1小学校費補助金42万6千円及び節2中学校費補助金72万2千円の補正は、小学校及び中学校の理科教育等に係る備品購入費に充当する理科教育設備整備費等補助金であります。

11ページをご覧ください。

款18寄附金 項1寄附金 目2指定寄附金 節3奨学資金基金寄附金10万円及び節4社会教育振興助成金40万円の補正は、岩崎育英文化財団から岩崎奨学基金を保持している自治体へ寄附があったもので、奨学資金基金への積立て及び社会教育振興助成金として受け入れるものであります。

次に、歳出をご説明いたしますので、17ページをご覧ください。

今回の補正の事業概要について、所管課毎にお示ししてあります。

なお、人件費に係る補正については、説明を割愛させていただきます。

教育総務課の小学校振興費42万6千円及び中学校振興費72万2千円の補正は、理科教育設備整備費等補助金の交付決定に伴い、備品購入費を増額するものであります。

大重・岩崎奨学資金基金費10万円の補正は、先ほど歳入で説明いたしました寄附金10万円を、大重・岩崎奨学資金基金に積み立てるための繰出金であります。

学校教育課の子どものサポート体制整備事業48万2千円の補正は、ツマベニ教室に電話回線を新設するものと、ツマベニ教室及びなのはな教室にインターネット環境を整備するための消耗品費、通信運搬費、使用料、備品購入費であります。

小学校教育推進事業費438万5千円及び中学校教育推進事業費229万5千円の補正は、全小中学校に協働学習支援ツール（ロイロノートスクール）を導入することに係るソフトの使用料であります。

社会教育課の公民館施設管理費204万9千円の補正は、12の校区公民館に、インターネット環境を整備するために必要なポケット型Wi-Fi機器を設置するための消耗品費、通信運搬費、備品購入費の合計78万6千円と、今和泉校区公民館の浄化槽を修繕するための修繕料126万3千円であります。

青少年健全育成費の補正は、先ほど歳入で説明いたしました岩崎育英文化財団からの寄附金を、青少年健全育成費に充当するための財源組替であります。

歴史文化課の市民会館管理費857万6千円の補正は、新市民会館の供用開始に伴い、新市民会館となのはな館の電気料の支払いを一元化することに伴う光熱水費の増額539万7千円、山川文

化ホールの地下タンクを廃止するための委託料93万5千円、NHKの公開収録に係る委託料224万4千円であります。

学校給食センターの指宿給食センター費26万5千円の補正は、給食配送車の車検を受けるために必要な修繕料、自動車損害保険料、重量税であります。

なお、ただいま申し上げました歳出の補正につきましては、右端に予算書の掲載ページを記載しております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### (吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

#### (別府委員)

説明にありました協働学習支援ツール(ロイロノートスクール)というのは、どのようなものなのでしょうか。

#### (山下課長)

ロイロノートというのは、子供たちがノートのようにタブレットに書いたものを、教師用の画面や、プロジェクター等の1つの大きな画面に、例えば、40人なら40人分のものが全部集まって、それをグルーピングしたり、あるいは1人の子供のものを大きくしたりして、昔で言う実物投影機やOHPに加工して投影するものを、そのままデジタル化でできるものでございます。そうしますと、子供たちが距離を離れた状態で遠くにいても、自分のタブレットの中で、すぐに意見の交換ができたり、他の子供のノートも見られたりする、そのようなものであります。鹿児島県内で現在、7～8割の市町村で導入がされているものでございます。

#### (別府委員)

OHP世代なので、非常に分かりやすい説明をありがとうございました。

#### (福富委員)

ツマベニ教室に電話回線を新設するものと、ツマベニ教室及びびなのはな教室にインターネット環境を整備するための消耗品費等とありますが、これはもうこの予算によって、ツマベニ教室及びびなのはな教室でもインターネット環境が整って、タブレットが使用できるということでしょうか。

#### (山下課長)

委員のおっしゃるとおりでございます。小中学校と同じ環境でできる状況にする事業でございます。

#### (福富委員)

NHKの「にほんごであそぼ」公開収録の内容と、委託料というのは、どのようなものなのか教えてください。

**(上岡課長)**

NHKの「にほんごであそぼ」についてですが、毎週月曜日から水曜日に、8時25分から35分までEテレで放送されております。番組の内容としましては、日本語の豊かな表現に慣れ親しみ、楽しく遊びながら「日本語感覚」を身につけることによって、コミュニケーション能力や自己表現する感性を育むことを目的に制作されております。

また、狂言などの伝統芸能を通して、日本語の文化に慣れ親しんでもらうとともに、コンサートやロケで、日本全国の魅力を伝える番組となっております。

委託の内容につきましては、新しい市民会館の舞台に張り出しをしていただきたいということと、出演者の控室から会場までの動線の目隠しを設置していただきたいという要望がNHKからございまして、その委託料となっております。

**(七夕職務代理者)**

山川文化ホールの地下タンクは、今まで何のためにあったもので、どういう理由で廃止するのか教えてください。

**(上岡課長)**

山川文化ホールの空調設備は、今までこのタンクを利用する空調になっていましたが、現在、個別の空調での工事をしております。それに伴いまして、消防署のほうから、使わなくなった地下タンクについて、廃止をするように指導がございましたので、使わなくなったタンクを空にして、砂を埋めてコンクリートで塞ぐという業務委託になっております。

**(中村委員)**

12校区の公民館のインターネット環境の整備に係る消耗品費と書いているのですが、公民館でWi-Fiなどが使えるようになったということなののでしょうか。

**(村元課長)**

現在、市内にございます12の校区公民館においては、残念ながらインターネット環境がまだ整備されていない状況ですが、ポケットWi-Fi用の機器を設置いたします。各校区公民館に置いてある、主事さんの事務用パソコンのUSBポートに、小さなアダプターを差し込むと、Wi-Fi機器とパソコンがつながるのですが、それが1個3,000円くらいします。

それから、今後、10月から3月までの6か月間に利用する通信料が計上されているところがございます。

**(吉元教育長)**

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2、議案第40号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(吉元教育長)**

それでは、日程第2，議案第40号は、提案のとおり同意することといたします。

**(吉元教育長)**

次に、日程第3，議案第41号，指宿市スポーツ・文化振興基金の文化部門の運用に関する要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(紺屋部長)**

日程第3，議案第41号，指宿市スポーツ・文化振興基金の文化部門の運用に関する要綱の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

指宿市スポーツ・文化振興基金の文化部門の運用に関する要綱の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、この要綱の見直しを行いましたところ、文言を整理する必要性が生じたことから、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、9ページをご覧ください。

第6条の改正は、「賞賜金又は」を「賞賜金若しくは」に、「若しくは同号の謝金」を「又は同号の謝金」に、「指宿市スポーツ・文化振興基金事業審査委員会」を「指宿市スポーツ・文化振興基金（文化部門）事業審査委員会」に改めるものであります。

次に、別表第1の改正であります。

まず、「事業種別」の欄の「1 文化活動技量向上対」を「1 文化活動技量向上対策」に改めるものであります。

次のページをご覧ください。

次に、「(2) 文化活動強化費助成事業」の項目において、「市の旅費規程」を「指宿市職員等の旅費に関する条例（平成18年指宿市条例第49号。以下「旅費条例」という。）」に、「以下の額」を「次のア又はイに掲げる額」に、「沖縄」を「沖縄県」に改めるものであります。

次に、表の一番下の、「(4) 文化技量強化合宿等旅費助成事業」の項目において、「市の旅費規程」を「旅費条例」に、次のページの同じく(4)の項目の、「掲げるもの」を「掲げる者」に、「旅費助成を行う」を「補助金を交付する」に、「以下の額」を「次の(ア)又は(イ)に掲げる額」に、「沖縄」を「沖縄県」に改めるものであります。

次の、「2 文化の普及」の項目において、「著名な」の前に「団体等が、」を加え、「1 団体」を「1 団体等」に改めるものであります。

また、「2 文化の普及」及び次の「3 文化振興対策」の項目の間で、一番右の欄において、枠内の横線が不要であることから、横線を削除しております。

次のページをご覧ください。

「3 文化振興対策」の項目において、「掲げるもの」を「掲げる者」に改め、「特に」の前の「,」を削るものであります。

なお、附則において、この告示は令和4年9月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(吉元教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3、議案第41号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(吉元教育長)**

それでは、日程第3、議案第41号は、提案のとおり可決することといたします。

以上で、本日、予定されておりました議案等については、全て終了いたしました。

## 7 その他

**(吉元教育長)**

これより、その他に入ります。

何かございませんか。

**(七夕職務代理者)**

今月の9日、曾於市の小学校の校庭で、銀杏の木の枝が折れ、下敷きになった校長が命を落とされる事故がございました。現在、管内の学校の校庭若しくは敷地内に、事故のあった木に匹敵する大木のある学校はあるのか、もしあれば、それは何本あるのかをお尋ねいたします。

**(上村室長)**

9日の事故の後、県のほうから、学校内の樹木について早急に点検をすることという通知がございました。それに伴いまして、学校整備室で8月17、18日の2日間にかけて、市内小中学校の樹木の調査をしております。小学校については、総数117本の樹木。中学校については、総数81本の樹木がございまして、小中学校合わせて、合計198本の樹木がございまして。その中で、県の指示に基づき調査を行いましたところ、応急処置が必要な樹木が開聞小学校に1本、開聞中学校に2本の合計3本ございました。その樹木につきましては、8月18日に簡易の立入防止柵を設置しまして、応急処置をしているところでございます。

また、開聞中学校の2本につきましては、8月24日に枝を伐採しているところでございます。県のほうに報告したものとしましては、その開聞小学校と開聞中学校の2校が対象であったと、報告をしているところです。これにつきましては、応急処置済ということで県のほうにも報告し

ております。

その他の木につきましても、普段から学校の先生方が、注意深く見てくれていることもあるかと思えます。その際、学校のほうから環境整備チームに作業依頼がありまして、その都度、枝の伐採をしたり、秋を過ぎて冬の頃に、高い木については伐採したりしているところです。指宿市内小中学校につきましても、そういう状況でございました。

#### **(七夕職務代理者)**

ありがとうございました。学校のシンボルとなっている大木も、年月が経つと、朽ちて折れてしまうということの実証だと思えます。早急に対処していただき、そこで生活している児童生徒、職員の安全安心のために、しっかりと整備をお願いいたします。

#### **(吉元教育長)**

他に何かございませんか。

(なしの声)

### **8 閉会の宣告**

#### **(吉元教育長)**

以上で、令和4年第8回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。